平成１９年（排）第２０号

排　除　命　令　書

埼玉県草加市柳島町５６５番地１７
株式会社三恵精機
同代表者　代表取締役　重田　圭一

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社三恵精機は，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「カビストップ洗面器」と称する浴室用の洗桶（以下主文において「カビストップ洗面器」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年１２月ころ以降，当該商品の包装箱（同月ころから平成１８年８月１０日ころまでの商号は有限会社三恵精機製作所）において，また，平成 18年7月２４日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した広告（当時の商号は有限会社三恵精機製作所）において，それぞれ，カビストップ洗面器を浴室用の洗桶として使用することにより又は浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社三恵精機は，今後，カビストップ洗面器又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自己の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社三恵精機は，今後，カビストップ洗面器又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項と同様の表示をしてはならない。

4　株式会社三恵精機は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社三恵精機（以下「三恵精機」という。）は，肩書地に主たる事務所を置き，家庭用金属製品等の製造販売業等を営む事業者である。三恵精機は，会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）の規定に基づき，平成１８年８月１０日に，有限会社三恵精機製作所を商号変更し，株式会社に移行したものである。

2(1)　三恵精機は，平成１６年２月ころ以降，滋賀県蒲生郡に所在する株式会社ＧＨＡが製造する浴室用の洗桶を仕入れ，これに「カビストップ洗面器」との商品名（以下「カビストップ洗面器」という。）を付けて，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2)　三恵精機は，カビストップ洗面器を販売するに当たり，自ら紙製の包装箱を作成し，これに詰めて販売している。また，三恵精機は，同社がインターネット上に開設したホームページに，カビストップ洗面器の広告を掲載している。

3　三恵精機は，カビストップ洗面器について

(1)　平成１７年１２月ころ以降，前記２(2)の包装箱（別添写し１。ただし，平成１８年８月までの包装箱には，「発売元」欄に旧商号を記載。）の表面に「銀イオンの飛散・拡散効果でカビ・ヌメリの発生を抑制しいつもきれいな浴室を保ちます」と，同裏面に「「銀イオンの効果」により浴室に繁殖する「雑菌とカビ」を抑制する商品です」と

(2)　平成１８年７月２４日に同社がインターネット上に開設しているホームページに掲載した当該商品の広告（別添写し２）において，「アルミ合金に銀をコートさせた画期的な抗菌商品です。環境にやさしい銀イオンの効果により、抜群の防カビ効果を発揮します。浴室内に放置するだけで天井・壁・タイル・目地に発生するカビを長期間抑制します。」，「浴室で使用するだけで銀イオ

ンが放出され、雑菌・カビを長期間抑制します。」，「カビストップ洗面器は「銀イオンの効果」により浴室のカビを抑制する商品です。」，写真を２枚掲載の上「通常は清掃後２週間もすると壁や目地に黒カビが発生し始めます。カビストップ洗面器を使用すると、清掃後１年以上経過してもこの通り!!もうカビ除去剤でゴシゴシこする必要はありません。」，「本製品を使えば使うほど、浴室内に銀イオン水が「水しぶきとなり飛散」致します。「飛散した銀イオン水」が「ミスト」となり、浴室全体に銀イオンの抗菌防カビ効果をもたらします。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，カビストップ洗面器を浴室用の洗桶として使用することにより又は浴室に置くだけで，当該商品から発生する銀イオンにより浴室内のカビや細菌の発生を抑制するかのように示す表示をしている。

４　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，三恵精機に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，三恵精機は，当該期間内に資料を提出したが，当該資料は，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，三恵精機が行っている表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，カビストップ洗面器の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年６月２９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　　竹　　島　　一　　彦

委　員　　三　　谷　　　　紘

委　員　　山　　田　　昭　　雄

委　員　　濱　　崎　　恭　　生

委　員　　後　　藤　　　　晃